

# 生徒指導だより

防寒具について知ってほしい号(第2014-6号)

## ◆防寒具の着用について

前回発行の生徒指導だより第2014-5号において、冬服についての説明をしました。その頃はまだまだ日中も過ごしやすく、防寒具は必要ないという判断をしていました。ただ、ここ最近朝方の気温が12~13℃くらいと、少し秋から冬らしい気温になってきました。

よって、**11月14日(金)より、防寒具の着用を許可します。**以下に、防寒具についてのルールを書いておきますので、それに従って、着用して下さい。

① 防寒具(コート、ジャンパー類、帽子、手袋、マフラーなど)は、登下校時のみ着用とし、教室、廊下など校内で着用することはできません。ましてや授業中に防寒具を着て受けるということをしてはいけません。(授業の状況により着用などを許可されることがあります。先生の指示に従って下さい)

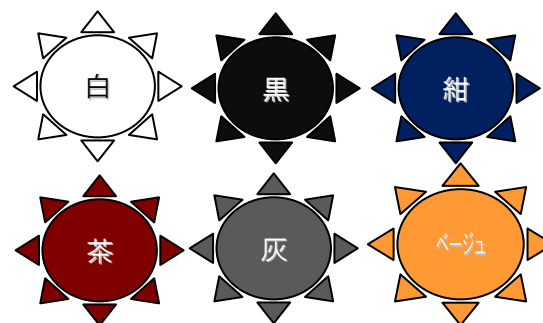
※色や形で着てきてもよいものがどうか分からない場合は、着てくる前に必ず生徒指導の先生に実物を見せ、着てもいいかどうか許可を取ってください。



② コート類について、色は、右にあるもののみ許可します。複数の色が入ったコート類もありますが、できるだけ単色のものを選んで着るようにしましょう。それ以外については、着てくることはできません。

※ファー(ふわふわの毛)のついてるものは、着てくることはできません。

※防寒具として、制服の上にカーディガンは着てくることはできません。



③ セーラー服のスカートの下に、ストッキング・タイツを履いて、登校してもかまいません。ただし、色は白、ベージュ、黒、紺とします。

④ 女子のみ、ひざかけの使用を許可します。ただし、マナーとしてひざかけを巻いた状態で廊下などを歩くのはよくありません。折りたたんで持ち歩くようにしましょう。

⑤ 寒さ対策として帽子、耳当て、手袋、マフラー、ネックウォーマーは登下校時につけてもかまいません。色などについても特に指定はありません。ただし、マナーとして学校に入ったら脱ぐようにしましょう。授業中に手袋やネックウォーマーをつけることはできません。